

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会事務局規程

平成18年7月19日

規程 第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会定款第34条の規定に基づき、事務局において必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 法人の組織は、別表に定めるところによる。

(分掌事務)

第3条 分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 役員会及び評議員会に関すること
- (2) 会員の入退会に関すること
- (3) 定款及び諸規程に関すること
- (4) 公印の管守に関すること
- (5) 人事及び福利厚生に関すること
- (6) 給与及び旅費等に関すること
- (7) 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること
- (8) 予算の編成及び経理並びに決算に関すること
- (9) 物品の調達、管理及び処分に関すること
- (10) 資産の管理及び処分に関すること
- (11) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (12) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (13) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (14) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (15) 共同募金事業への協力
- (16) 生活福祉資金等貸付事業及び小口資金貸付事業の運営
- (17) 心配ごと相談所の運営
- (18) ボランティア活動の振興とボランティアセンターの運営
- (19) 善意銀行の運営
- (20) 支部社協等の育成及び支援
- (21) 居宅介護支援事業の運営
- (22) 訪問介護事業の運営
- (23) 訪問入浴介護事業の運営
- (24) 介護予防訪問介護事業の運営
- (25) 介護予防訪問入浴介護事業の運営
- (26) 障害福祉サービス事業の運営
- (27) 地域ケアシステム推進事業の運営
- (28) 在宅福祉サービス事業の運営
- (29) 地域福祉センター事業の経営

- (30) 障害者福祉センター事業の経営
- (31) 日常生活自立支援事業の運営
- (32) 生活困窮者自立相談支援事業の運営
- (33) 介護予防・日常生活支援総合事業の運営
- (34) 生活支援体制整備事業の運営
- (35) 法人後見受任事業の運営
- (36) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(職員)

第4条 本所に事務局長、事務局次長、室長及びその他職員を置く。

- 2 支所に支所長及びその他職員を置く。
- 3 事業所に所長及びその他職員を置く。
- 4 必要に応じて嘱託職員及び非常勤職員を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受けて事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 支所長・所長・室長は、事務局長及び事務局次長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
- 4 グループ長及びその他の職員は、それぞれ上司の命を受けて所属の業務に従事する。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。